

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 研究會記事   |
| Sub Title        | Reports of the research meeting   |
| Author           | 高鳥(Takatori)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1952  |
| Jtitle           | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.8 (1952. 8) ,p.73- 74   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            |   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520815-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520815-0073</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 研究會記事

☆

前回の研究會記事で明らかにされたように、研究室在籍會員をほぼ専攻別に包含する各種の中小研究會は、現在、活潑な活動を續けている。

商法研究會が四月から續けて討論している問題は、株式會社法の計算に關する規定が、果して、健全な會計原則に合致するものであるか、また、會社實務の點からみて妥當なものであるかという點である。このような問題は、商法專攻會員のみの共同研究によつても、十分な成果を収めることは望めないから、經濟學部の會計學關係諸教授の協力をえ、また、實務上の問題については會社計理擔當者を招いて、毎週定期に研究會を開催している。労働法研究會は、現在、臨時工の問題、特に労働協約の一般的拘束力を規定した労働組合法第十七條と臨時工との關係を中心に、共同討議を續けている。一般に臨時工と呼ばれるものの中には、むしろ、實質的には臨時工に非ざるものも含まれているのではないか、假りに含まれているとすれば、そのものには労働組合法第十七條が適用されるのではないか、などの點が議論の對象となつている。裁判所法研究會が續けてきた逐條的な研究は、この期間においては、第三章家庭裁判所に關する第三十一條の五まで終了した。行政權と司法權の交渉するところ、特に司法權の限界が依然として討論の中心となつてい

## 研究會記事

る。なお、最近、發足した時事問題研究會も、次の研究發表會をもつた。

昭和二十七年五月二十日(火)午後三時於第一研究室

ソ聯の外交政策 中村 菊男君

☆

この期間においても、大研究會としては、次の二回の研究發表會をもつことができた。

昭和二十七年五月三十日(金)午後一時於第三會議室

人工授精の法律問題 田 中 實君

人見 康子君

人工授精の問題については、醫學の立場からする周到な研究が重要であることはいうまでもないが、同時に、それは法律的にも檢討を要する諸點を含むものである。そこで、醫學部關係者の要請により、民法專攻會員は、早くから、この問題に關する共同研究を續けていたが、右の研究發表はその中間報告の一部をなすものである。出席者、島田、小池、宮崎(澄)、今泉、峯村、手塚、藤原、内山、伊東、高鳥、生田、須藤、田口、平、金子、大山、多田、中村(洗)、中谷、宮崎(俊)、阿久澤、利光、米津(昭)、米津(和)、内田の二十五會員(敬稱略)。

昭和二十七年六月二十三日(日)午後一時於第一研究室

會社の目的外の行爲の効力

米津昭 子君

株式會社法に於ける資本の機能と構成

米津和 子君

前者の報告は、會社の目的は權利能力の限界を劃すものか、會社の行爲能力を制限するものであるか、或いは、會社の執行機關の權限に對する制約としての意味をもつに止まるかとの問題を取りあげ、種々の角度から從來の學說を批判した後、法人たる會社については權利能力と行爲能力の範圍は全く一致するものと解すべきであり、結論的には、會社の目的は權利能力の限界を劃すとの第一の立場に同意するが、そこにいわゆる目的は、營利法人たる會社については、公益法人の場合と異つて、特に擴張して解釋されるべきことを主張するもの。後者の論點は、株式會社法における授權資本と無額面株式の制度の確立が、どのような意味をもつものであるかという問題を中心に、舊法においては資本の擔保的機能を重視する傾向が強くみられたのに對し、現行法の立場は、更に一步を進めて、資本調達上の機動性という考慮をも加えている點を比較説明し、最後に現行法上の諸制度が、果して、我國經濟社會の實狀に調和するであらうかという點に言及するもの。出席者、島田、小池、津田、宮崎(澄)、島谷、高島、田口、平、金子、人見、中村(洗)、中谷、宮崎(俊)、利光、内田の十五會員(敬稱略)。

(高鳥記)